

意見書

社会福法人春光会
おばやし保育園 園長殿

児童名 _____

生年月日：平成 年 月 日

上記の者は、(病名) {
インフルエンザ
はしか(麻疹)
三日はしか(風疹)
水ぼうそう(水痘)
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)
結核
プール熱(咽頭結膜熱)
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症
} が軽快し、

伝染病の予防上支障がなく、また集団生活する上でも、支障がないと認めたので、登園を許可します。

平成 年 月 日

住所 _____

医院名 _____

医師名 _____ (印)またはサイン

* 当該伝染病の治療を行った病院・診療所・医院以外の機関ではこの登園許可証を発行することは出来ません。

【医師の意見書】 この書類は児童を診察した医師が記入するものです。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。
また、出席停止基準に基づき、登園可能に至るまでの日付の記入もお願いいたします。(裏面)

出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

●インフルエンザの場合

インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

(例)

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症(発熱の症状が出現)	←		5日間			→ 登園可能

※該当する場合、登園可能に至るまでの日付の記入をお願いします

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症(発熱の症状が出現)	←		5日間			→ 登園可能

●解熱した後3日を経過するまでの場合

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の数え方

(例)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可能	

※該当する場合、登園可能に至るまでの日付の記入をお願いします

日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可能	